

議案第 83 号

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 1 5 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例
杉並区立児童青少年センター及び児童館条例（昭和 4 5 年杉並区条例第 2 5 号）
の一部を次のように改正する。

別表 2 杉並区立阿佐谷南児童館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

阿佐谷南児童館を廃止する必要がある。